

新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る本市の対応について

神奈川県が県域の感染状況を踏まえ、「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置」の期間を6月20日まで延長するとともに、6月1日から本市、平塚市及び小田原市を措置区域として追加指定しましたので、措置期間（6月1日～20日）における本市の対応を次のとおりとします。

1 公共施設の取扱いについて

(1) 夜間開館している施設（現在の対応を継続）

夜間開館している次の施設の利用時間を午後8時までとし、室内における飲食は終日禁止とする（ただし熱中症対策として適度の水分補給は可）。

公民館、クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）、総合体育館、中央運動公園、おおね公園、サンライフ鶴巻、はだの丹沢クライミングパーク、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンター、中野健康センター、ほうらい会館、はだのこども館、曲松児童センター、学校開放施設（校庭、体育館）

(2) 弘法の里湯及び名水はだの富士見の湯（現在の対応を変更）

弘法の里湯及び名水はだの富士見の湯の利用時間を午後8時までとし、室内における飲食は可とするが、終日酒類の提供は停止する（持ち帰り用途の売店販売分は除く。）。

※変更箇所はゴシック体・下線部分

(3) 表丹沢野外活動センター（現在の対応を継続）

宿泊は可、ただしバーベキュー場については、飲食時の飛沫等の感染予防が十分確保できないことから利用休止とする。

(4) ヤビツ峠レストハウス及びヤマカフェ（**現在の対応を変更**）

営業時間については日中のため変更はないが、**終日酒類の提供を停止**する。

※変更箇所はゴシック体・下線部分

2 市主催のイベントについて（**現在の対応を継続**）

(1) 式典・大会・公演・講演・講座等及び会議については、イベント人数制限や感染防止対策等を徹底した上で、午後8時までの開催とし、飲食は禁止とする（ただし、熱中症対策として適度の水分補給は可）。

(2) 不要不急、感染リスクが高いと思われるイベント等については、個別判断の上、延期や中止、内容の変更を行うこととする。

(3) 収容人数

ア 屋内 収容人数の50パーセントの範囲内で5,000人を上限
イ 屋外 人と人との距離を十分に確保し5,000人を上限

3 市民への周知について

(1) 防災行政無線による周知

※6月1日（火）、6月5日（土）、12日（土）及び19日（土）の午前9時（計4回）

(2) 秦野駅改札前デジタルサイネージによる周知

(3) 公民館にポスター掲示

(4) 市長メッセージ（HPに掲出）

(5) ホームページ、緊急情報メール、市公式LINE等による周知

問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（地域安全課）

電話0463（82）9625